

令和3年度群馬県公立高等学校入学者選抜全日制課程・フレックススクール後期選抜  
及び定時制課程選抜における追検査の実施について

県教育委員会は、本日、令和3年度群馬県公立高等学校入学者選抜全日制課程・フレックススクール後期選抜及び定時制課程選抜における新型コロナウイルス感染症等に係る追検査の実施要項を定め、公立高等学校及び市町村教育委員会等に通知しました。

## 1 追検査の対象

当該選抜に出願している者のうち

- ① 新型コロナウイルス感染症に感染している者又は感染が疑われる者\*  
\* 感染が疑われる者とは、保健所等により濃厚接触者と判断された者のうち、自治体によるPCR検査の結果、「陰性」でない者、又は「陰性」であっても、選抜当日、発熱等の風邪症状がある者をいう。
- ② 学校保健安全法第19条で出席停止の扱いが定められている感染症（インフルエンザ等）に感染し、選抜当日、受検できない者
- ③ 本人の責に帰さない理由（事故や交通遮断等）により受検できない者

## 2 検査日程 令和3年3月25日(木)

・全日制課程

～8:40	9:00 ～9:40	9:55 ～10:35	10:50 ～11:30	昼食	12:20 ～13:00	13:15 ～13:55	14:15～
受付	国語	数学	英語		理科	社会	面接等

・フレックススクール

～8:40	9:00 ～9:40	9:55 ～10:35	10:50 ～11:30	昼食	12:20～
受付	国語	数学	英語		面接等

・定時制課程

高等学校長が定める。

3 検査会場 志願先高等学校の所在する市町村を管轄する教育事務所  
(定時制課程については、志願先高等学校)

## 4 選抜方法等 後期選抜及び定時制課程選抜と同様とする。

- ・全日制課程…「国語」、「数学」、「英語」、「理科」及び「社会」の5教科の学力検査及び調査書  
(加えて、高等学校長が必要とする場合には、面接等)
- ・フレックススクール…「国語」、「数学」及び「英語」の3教科の学力検査及び調査書  
(加えて、高等学校長が必要とする場合には、面接等)
- ・定時制課程…面接及び作文  
(加えて、高等学校長が必要とする場合には、「国語」、「数学」及び「英語」の3教科のうちから、高等学校長が指定した教科の学力検査)

## 5 募集人員 若干名とし、当該高等学校の募集定員には含めない。

## 6 合格者発表 令和3年3月29日(月)午前10時

## 7 追検査の申請方法

追検査の受検を希望する対象者は、令和3年3月9日(火)午前9時までに、追検査の受検の意思を中学校長等を通じて志願先高等学校に連絡した上で、3月15日(月)正午までに「追検査受検申請書」等を提出する。

※ 詳細は、追検査実施要項によるものとする。

【参考】全日制課程・フレックススクール後期選抜及び定時制課程選抜日程

入学願書等受付	令和3年2月25日(木)、2月26日(金)
志願先変更受付	令和3年3月3日(水)
検査日	令和3年3月9日(火)、3月10日(水) (定時制課程選抜は、3月9日(火)にのみ実施する。)
合格者発表	令和3年3月17日(水)



# 令和3年度群馬県公立高等学校入学者選抜全日制課程・フレックススクール後期選抜及び定時制課程選抜における追検査実施要項

群馬県立の各高等学校並びに前橋市立前橋高等学校、高崎市立高崎経済大学附属高等学校、桐生市立商業高等学校、太田市立太田高等学校及び利根沼田学校組合立利根商業高等学校（以下「高等学校」という。）の令和3年度入学者選抜全日制課程・フレックススクール後期選抜及び定時制課程選抜における追検査は、この要項によって実施する。

## 1 追検査の対象

全日制課程・フレックススクール後期選抜又は定時制課程選抜に志願した者のうち、新型コロナウイルス感染症に感染している者又は感染が疑われる者、学校保健安全法第19条で出席停止の扱いが定められている感染症に感染し、選抜当日、受検できない者及び本人の責に帰さない理由により受検できない者（以下、「対象者」という。）で、当該選抜の全てを受検できない状況となり、当該高等学校・学科等における追検査の受検を希望する者。

なお、感染が疑われる者とは、保健所等により濃厚接触者と判断された者のうち、自治体によるPCR検査の結果、「陰性」でない者、又は「陰性」であっても、選抜当日、発熱等の風邪症状がある者をいう。

## 2 募集人員

若干名とし、当該高等学校の募集定員には含めない。

## 3 手続き

- (1) 対象者のうち追検査の受検を希望する者は、追検査の受検の意思を、令和3年3月9日（火）の午前9時までに、中学校長等を通じて志願先高等学校長に伝える。あわせて、「追検査受検申請書（様式1-1）」を、交付済みの「受検票」の写しとともに、令和3年3月15日（月）の正午までに、志願先高等学校長へ提出する。
- (2) 「追検査受検申請書」等を受理した高等学校長は、「追検査受検申請書」等の書類を確認し、「追検査受検承認書（様式1-2）」を交付する。

## 4 検査（学力検査等）

### 4-A 共通事項

- (1) 追検査の志願者は、「令和3年度群馬県公立高等学校入学者選抜実施要項」に定める検査を受けなければならない。

受検の際には、「受検票」及び「追検査受検承認書（様式1-2）」を提示するものとする。

- (2) 検査場は、以下のとおりとする。

#### ○ 全日制課程及びフレックススクール

志願先高等学校の所在する市町村を管轄する教育事務所

- ・中部教育事務所 所在地 前橋市上細井町2142-1  
電話 027-232-6511
- ・西部教育事務所 所在地 高崎市台町4-3  
電話 027-322-5864
- ・吾妻教育事務所 所在地 吾妻郡中之条町中之条町664  
電話 0279-75-3370
- ・利根教育事務所 所在地 沼田市薄根町4412  
電話 0278-23-0165
- ・東部教育事務所 所在地 太田市西本町60-27  
電話 0276-31-7151

#### ○ 定時制課程

志願先高等学校

- (3) 検査等は、令和3年3月25日（木）に行うこととし、面接及び作文等の方法、内容等については、高等学校長が定めるものとする。

#### 4-B 全日制課程

- (1) 学力検査は、各高等学校とも県教育委員会で作成した「国語」、「数学」、「英語（リスニングは含まない）」、「理科」及び「社会」の5教科の検査問題について実施する。また、高等学校長が必要とする場合には、面接等も受けなければならない。
- (2) 学力検査日程等は、次のとおりとする。なお、各教科の学力検査時間は40分とする。

期日	時間	9:00 ~9:40	9:55 ~10:35	10:50 ~11:30	昼食	12:20 ~13:00	13:15 ~13:55	14:15~
3月25日(木)		国語	数学	英語		理科	社会	面接等

- (3) 学力検査を受検する際の携帯品は、受検票、追検査受検承認書、鉛筆又はシャープペンシル、消しゴム、コンパス、定規（三角定規も可）、下敷き（高等学校長が携帯を指示した場合に限る。）とする。  
 なお、検査問題の解答に参考となるもの（公式や角度等の記入してあるもの、計算機能の付いた時計等）は携帯できない。  
 その他の携帯品については、必要に応じて高等学校長が定める。

#### 4-C フレックススクール

- (1) 学力検査は、各高等学校とも県教育委員会で作成した「国語」、「数学」、「英語（リスニングは含まない）」の3教科の検査問題について実施する。また、高等学校長が必要とする場合には、面接等も受けなければならない。
- (2) 学力検査日程等は、次のとおりとする。なお、各教科の学力検査時間は40分とする。

期日	時間	9:00 ~9:40	9:55 ~10:35	10:50 ~11:30	昼食	12:20~
3月25日(木)		国語	数学	英語		面接等

- (3) 学力検査を受検する際の携帯品は、受検票、追検査受検承認書、鉛筆又はシャープペンシル、消しゴム、コンパス、定規（三角定規も可）、下敷き（高等学校長が携帯を指示した場合に限る。）とする。  
 なお、検査問題の解答に参考となるもの（公式や角度等の記入してあるもの、計算機能の付いた時計等）は携帯できない。  
 その他の携帯品については、必要に応じて高等学校長が定める。

#### 4-D 定時制課程

- (1) 志願者は、面接及び作文による検査を受けなければならない。ただし、特に高等学校長が必要とした場合には、面接及び作文に加えて、学力検査を受けるものとする。なお、この場合の学力検査は「国語」、「数学」及び「英語」の3教科のうちから、高等学校長が指定した教科とし、各高等学校独自の問題とする。
- (2) 検査日程及び携帯品等については、高等学校長が定めるものとする。

#### 5 選抜方法

- (1) 高等学校長は、中学校長等から提出された調査書及び検査の結果等を総合して、当該高等学校・学科の教育を受けるに足る能力・適性等を判定して選抜を行うものとする。
- (2) 高等学校長は、入学者選抜のための資料の調査・処理等に当たっては、所属教員をもって選抜委員会を組織し、特に厳正を期するものとする。

#### 6 合格者の発表

高等学校長は、令和3年3月29日（月）午前10時に、各高等学校において合格者の受検番号を掲示する。

#### 7 選抜日程

事項	期日	備考
志願先高等学校長への連絡	3月9日(火) 午前9時まで	前記3による。
追検査受検申請書等提出	3月15日(月) 正午まで	前記3による。
学力検査等実施	3月25日(木)	前記4による。
合格者発表	3月29日(月) 午前10時	前記6による。

(様式1-1)

### 追検査受検申請書

令和3年3月 日

高等学校長 様

私は、追検査の受検を希望するので、申請します。

受検番号		課程等 (○で囲む)	全日制・フレックススクール・定時制
志願した学科等	第1志望	科(部)	コース
	第2志望	科(部)	コース
追検査の受検を希望する事由			
志願者氏名			
保護者氏名	印		

上記のことについて、了承しております。

令和3年3月 日

立 中学校長 氏 名

職 印

----- 切り取らないこと -----

(様式1-2)

### 追検査受検承認書

受検番号

志願者名

本校の \_\_\_\_\_ 選抜を志願していた上記の者について、  
追検査の受検を承認します。

なお、検査会場は ※ \_\_\_\_\_ とします。

※令和3年3月 日

※

高等学校長 氏 名

職 印

(注意) ※欄は、高等学校において記入する。それ以外は、志願者及び中学校長が全て記入する。

(様式 1-1 裏)

○ 記入及び提出上の注意

- 1 受検番号は、交付済の受検票にある受検番号を記載すること。
- 2 令和 2 年 4 月 1 日現在で満 20 歳以上の志願者については、保護者欄の記入、捺印は不要とする。
- 3 追検査の受検を希望する理由は、入学者選抜に係る検査等を受検できない理由を明記すること。
- 4 誤記等の訂正をする場合は、2 本線を引いて訂正し、保護者の印を押印すること。
- 5 提出済みの「受検票」の写しとともに、志願先高等学校に提出すること。

○ 追検査の会場

全日制課程及びフレックススクールについては、志願先高等学校の所在する市町村を管轄する教育事務所を会場とする。

- ・中部教育事務所 (前橋市上細井町 2 1 4 2-1 電話: 0 2 7-2 3 2-6 5 1 1)
- ・西部教育事務所 (高崎市台町 4-3 電話: 0 2 7-3 2 2-5 8 6 4)
- ・吾妻教育事務所 (吾妻郡中之条町中之条町 6 6 4 電話: 0 2 7 9-7 5-3 3 7 0)
- ・利根教育事務所 (沼田市薄根町 4 4 1 2 電話: 0 2 7 8-2 3-0 1 6 5)
- ・東部教育事務所 (太田市西本町 6 0-2 7 電話: 0 2 7 6-3 1-7 1 5 1)

定時制課程については、志願先高校を会場とする。

----- 切り取らないこと -----

(様式 1-2 裏)

1 日程

(1) 全日制課程

~8:40	9:00 ~9:40	9:55 ~10:35	10:50 ~11:30	昼食	12:20 ~13:00	13:15 ~13:55	14:15~
受付	国語	数学	英語		理科	社会	面接等

(2) フレックススクール

~8:40	9:00 ~9:40	9:55 ~10:35	10:50 ~11:30	昼食	12:20~
受付	国語	数学	英語		面接等

(3) 定時制課程

高等学校長が定める。

2 受検上の注意

- ・追検査受検当日は、マスクを着用の上、追検査会場に集合すること。
- ・追検査当日の朝、家庭において検温し、受付時に「健康状態申告書」を提出すること。
- ・「受検票」と「追検査受検承認書」は受付時に提示し、検査中は「受検票」を机の上に置くこと。
- ・受検する際の携帯品は、「受検票」裏面に記載のものとする。また、腕時計の持ち込みは可とする。ただし、計算機能、辞書機能等が付いていないものとする。